

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)	平成28年度第3回川西市国民健康保険運営協議会		
事務局(担当課)	健康福祉部 国民健康保険課 (内線 2632)		
開催日時	平成29年3月16日(木) 午後1時30分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	中原 光治 佐々木 保幸 八木下 榮一 織田 行雄 田村 幾男 有本 恵子 鎌田 満子 野原 登志子	
	その他		
	事務局	長寿・保険室長 国民健康保険課長 保険収納課長 国民健康保険課主査 事務員	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 平成29年度の制度改正及び国民健康保険制度改革について (2) その他		
会議結果			

## 審 議 経 過

会長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、平成28年度第3回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしていますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>まず、開催にあたりまして、荒崎室長より皆様にごあいさつをお願いいたします。</p>
長寿・保険 室長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、平成28年度第3回目の国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より本市の国民健康保険事業の運営に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本日は根津健康福祉部長が他の公務のため出席できませんので、代わりにごあいさつさせていただきます。</p> <p>さて、前回の運営協議会では、平成29年度の国民健康保険事業特別会計の収支見込みを説明し、その結果、税率改定を行わないことをご報告させていただきました。本日は、平成29年度、国の方で制度改正がございますので、その内容と、平成30年度の国保制度改革について、ご説明させていただきたいと思っております。開会にあたりまして簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、藤末委員、松浦委員、樋口委員、板東委員が欠席をされています。</p> <p>続いて、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思っております。私から指名をさせていただきたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
会長	<p>それでは、本日の署名委員としまして、有本委員と八木下委員を指名しますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、協議事項第1「平成29年度の制度改正及び国民健康保険制度</p>

国民健康保険課長	<p>改革について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明に入らせていただく前に、会議資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました、右上に「川西市国民健康保険運営協議会資料」と書いております5ページものの資料でございます。よろしいでしょうか。それでは、資料について、説明させていただきます。座って失礼します。</p> <p>それでは順次説明を始めさせていただきます。</p> <p>1 ページ目は、地方税法施行令の改正に伴う、法定軽減対象者の拡大でございます。</p> <p>賦課限度額につきましては、資料の上部に記載しておりますとおり、平成29年度においては引き上げを据え置くこととされました。</p> <p>次に法定軽減対象者の拡大についてです。資料の下側に記載しております軽減対象者拡大の内容をご覧ください。</p> <p>まず、2割軽減では、対象となる所得基準額を引き上げております。</p> <p>現行の基準額では33万円+48万円×被保険者数としていたものが、改正後の基準額では、被保険者数に乗ずる額を49万円としています。これによって、2割軽減の対象となる世帯は、給与収入ベースで、1人世帯で146万円相当であったものが、147万円相当に、2人世帯で210万円相当であったものが213万円相当に拡大されます。</p> <p>次に5割軽減でも、対象となる所得基準額を引き上げております。</p> <p>現行の基準額では33万円+26万5,000円×被保険者数としていたものが、改正後の基準額では、被保険者数に乗ずる額を27万円としています。これによって、5割軽減の対象となる世帯は、給与収入ベースで、1人世帯で124万5,000円相当であったものが、125万円相当に、2人世帯で151万円相当であったものが152万円相当に拡大されます。</p> <p>これらの変更に伴う影響につきましては、資料中ほどにある表をご覧ください。</p> <p>5割軽減につきましては、軽減基準見直しの前の見込みでは、2,599世帯5,011人で約1億3,818万1,000円ですが、見直し後では2,656世帯5,111人で約1億4,098万5,000円となり、約280万4,000円増加しております。</p> <p>2割軽減につきましては、軽減基準見直し前の見込みでは、2,752世帯5,080人で約5,541万4,000円ですが、見直し後では</p>
----------	---

<p>会長</p>	<p>2, 8 2 6世帯5, 2 2 3人で約5, 6 9 2万4, 0 0 0円となり、約1 5 1万円増加しております。</p> <p>こちらのページについての説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。何かご質問はございませんか。</p> <p>&lt;特になし&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>保険税の軽減ということで、低所得者の負担を少しでも軽減しようというものでございます。資料のイメージ図を見ますと、軽減範囲がかなり拡大されているように見えますが、実際には少しだけ拡大されたということです。それでは続きの説明をお願いします。</p>
<p>国民健康保険課長</p>	<p>次に2ページをお開きください。</p> <p>高額療養費制度の見直しについてでございます。</p> <p>制度概要に記載しておりますとおり、高額療養費制度は、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度でございます。</p> <p>このたび、平成29年の8月からと平成30年の8月からの2段階に分けて限度額等が見直されることとなりました。</p> <p>「29年8月～」と記載されている真ん中の表をご覧ください。</p> <p>第1段の見直しである平成29年8月からの変更につきましては、現行の区分の枠組みを維持したまま、現役並み所得者がいる世帯について外来の限度額が1万3, 200円引き上げられ、5万7, 600円になります。</p> <p>また、一般区分の世帯については、外来の限度額が2, 000円引き上げられて1万4, 000円になるとともに、年間では14万4, 000円の上限を設けることとされました。そして、入院があった場合や世帯単位で計算する場合の限度額につきましても1万3, 200円引き上げられ、5万7, 600円になるとともに、4万4, 400円の多数回該当が設定されることとなりました。</p> <p>この多数回該当と言いますのは、過去1年間に同一世帯で高額療養費に3か月以上該当した場合、4か月目以降に低い自己負担限度額になる制度のことです。</p> <p>なお、非課税世帯については、現行と変更はありません。</p> <p>この変更による影響額につきましては、平成29年度に高額療養費に該当</p>

	<p>する人数や額を正確に見込むことは困難であるため、算出しておりません。          なお、資料右側に記載しておりますように、平成30年8月からは、現役並み所得区分については細分化したうえで、限度額を引き上げるなどの第2段の見直しが行われることとなっております。</p> <p>高額療養費の説明としては以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問はございませんか。川西市の実績から言って、このような高額療養費の対象となる方は結構いらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>国民健康保険課長</p>	<p>全国的な傾向として、高額調剤等の影響もあり、80万円を超える高額の方も増えているため、高額療養費に該当する方も年々増えていくと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>その分保険者からの負担が増えていくということです。皆様、他に何かございませんか。</p> <p>&lt;特になし&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>それでは次の説明をお願いします。</p>
<p>国民健康保険課長</p>	<p>次に3ページをご覧ください。          入院時の居住費の見直しについてでございます。</p> <p>65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費につきまして、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の徴収対象者や負担額が見直されることとなりました。</p> <p>医療療養病床と言いますのは、慢性期の状態にあつて入院医療を必要とする患者に対するサービスを医療保険で提供する病床のことでございます。</p> <p>この見直しは、平成29年10月からと平成30年4月からの2段階で行われます。</p> <p>「平成29年10月～」と記載された真ん中の表をご覧ください。</p> <p>表の1番下に記載しております難病患者については今までどおり負担を求めませんが、その上の医療の必要性の高い人である医療区分Ⅱ、Ⅲの対象者につきましては、新たに1日あたり200円の負担を求めることとなります。さらにその上の区分Ⅱ、Ⅲ以外の人である医療区分Ⅰの対象者につつま</p>

	<p>しては、1日あたりの負担額が50円増額されることとなりました。また、平成30年4月からは医療区分Ⅱ、Ⅲの対象者についても1日あたりの負担額を370円にすることとなっております。</p> <p>この見直しによる影響額につきましても、高額療養費と同様に正確に見込むことが困難であることから、算出しておりません。</p> <p>こちらの説明については以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>医療区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとはどういう意味でしょうか。</p>
国民健康保険課長	<p>医療の必要性というところで区分されています。数字が大きくなるほど医療の必要性が高くなるということです。例えば医療区分Ⅲですが、疾患名または状態ということで書かれています。疾患名であれば「スモン」、状態だと医師及び看護師の24時間体制での監視管理を要する方。その他、医療処置としてどのような処置が必要かということも記載されています。</p>
委員	<p>区分Ⅱ、Ⅲは医療の必要性が高いということであると、重度なのかと思います。その上で、1日200円ということであれば負担はどのようなものなのでしょう。</p>
国民健康保険課長	<p>医療の必要性が高い方なので、病床にいる期間も長くなりますし、ご負担が増えると考えます。ただし、国が今回変更しましたのは、介護保険施設や在宅療養の方と不均衡であってはいけない、そういった方は光熱水費を払っておられますので、そういうところとの公平性を考えた結果だと思います。</p>
委員	<p>具体的に介護施設との比較というのはされているのでしょうか。</p>
国民健康保険課長	<p>申し訳ないですが、わかりかねます。ただし、介護保険施設では一定の負担があり、こちらにはなかったということです。</p>
委員	<p>ゼロから200円ということになれば、金額的には大きくないですが、心理的な負担としては大きいのではないかと考えます。ただし、そういった事情であれば仕方がないと思います。</p>

会長	他にございませんでしょうか。
委員	下の改正は、平成29年10月からと、平成30年4月からとありますが、 どういう理由でしょうか。
国民健康保険課 長	上の高額療養費については、現役並みや一般の区分について、8月から次 年の7月までで考えておりますので、それに合わせているかと思えます。
委員	保険年度ということでしょうか。
国民健康保険課 長	保険年度という言い方は難しいと思えます。
委員	下の方は年度単位だと思えますので、時期がいろいろで錯綜しないものか と思えます。
国民健康保険課 長	下の入院時の居住費については、正直、どういう理由で見直し期間を決め たのか把握しておりません。上の高額療養費については区分の決定が8月か ら7月で行われているのでそれに合わせているかたちです。
会長	委員のおっしゃるとおり、見直し期間については私も疑問に感じていまし た。制度が変わると、システムも変えないといけないので、時期がずれると 大変だと思えます。他にございませんか。  <特になし>
会長	それでは次の説明をお願いします。
国民健康保険課 長	4ページをお開き願います。 次に、平成30年度からの新たな国保制度に向けた平成29年度の対応につ いてご説明いたします。 まず、表の上部に記載しております、標準事務処理システムへの対応につ いてでございます。 1点目が国保情報集約システムの連携にかかるシステム改修でございま

す。国保情報集約システムは、市町村ごとに保有する資格情報等を都道府県単位で集約し、被保険者が同一都道府県内で転居した場合に、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぐなど、市町村間の情報連携等を支援するためのシステムでございます。平成29年度には、国保情報集約システムとの情報連携のためのシステム改修などが必要となります。

次に2点目としまして、現行システムと市町村事務処理標準システムとの機能差異の洗い出しを行います。

市町村事務処理標準システムは、市町村が行う資格管理や賦課、徴収・出納及び給付業務を支援するための標準的な事務処理システムですが、現在、本市が現行システムにて行っている事務処理と国から配布される市町村事務処理システムで処理できる機能の違いを整理し、制度改革へ対応していくために必要となる作業でございます。

次に国保制度改革に向けた検討がございます。県と市町村との間での検討事項として、資料下段の左側に記載しております国保運営方針の策定を進めてまいります。国保運営方針とは、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針として定めるもので、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するものであります。この運営方針に記載する事項には必須事項と任意項目の2種類がございます。必須事項としまして、国保の医療費、財政の見通しや、市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項など、任意項目としましては、医療費適正化に関する事項や市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項などがございます。

次に、その右側に記載しております納付金の算定ルールについてでございます。

これは、国保運営方針の内容のひとつとなるものですが、平成30年度からの新たな制度では、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付し、給付に必要な費用は都道府県が全額市町村に交付金として支払うという仕組みになるため、その納付金の算定ルールにつきましても、都道府県において各市町村の意見を徴しながら検討し、決定していくこととなります。

その項目は、基礎的な算定方針や納付金の算定に必要な係数、方針、標準保険料率の算定に必要な係数、方針等でございます。

このページについては以上です。

会長

ありがとうございました。国保制度改革の基本的な考え方を示していただ



きましたが、何かご質問はございませんか。システムの改修は当然行わなければいけません、他に納付金のルールはそれぞれにメリット・デメリットが生じてくると思います。基本的な考え方としては今までの実績を考慮して、県から各市町村にこれだけ収めてくださいという指示があって、それをもとに各市町村でどれだけの保険料率にすれば目的の納付金を納めることができるのかを決めていく。また、各市町村で発生した給付費については県から支出されるというような制度でございます。広域化といっても完全に県下で保険料率が一緒になるということはないということです。まだ議論が煮詰まっていないところもあり詳細はまだ決まっていないということです。他に何かございませんか。

<特になし>

会長

それでは最後のところの説明をお願いします。

国民健康保険課  
長

次に5ページをご覧ください。

平成30年度に向けた市町村保険料率等の決定スケジュールの予定でございます。

平成29年度から県に設置されます運営協議会にて運営方針の策定に向けた議論が年末までに行われ、納付金に関する考え方も含めた方針が決定される予定でございます。10月下旬頃に国が仮の係数を提示し、それを基に県が納付金や標準保険料率を推計します。12月末には国が確定係数を提示し、それに基づき、県が納付金や標準保険料率を確定させ、その通知を受けた1月以降、市町村がそれぞれの保険料率を算出し、条例改正や予算審議を行うという流れとなっております。非常にタイトで厳しいスケジュールとなっておりますので、着実な遂行ができますよう、準備をしまいたいと思います。

資料の説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。今の説明について、ご質問はございますか。

制度改正についてですが、実際は非常にタイトなスケジュールになっておりまして、なかなか詳細な準備を進めることができないという状況です。協議会でも来年の1月2月になってようやく具体的な話が出てきて、そこから保険税率について皆様に議論いただくかたちとなっております。他に何かご質問はございませんか。

<p>委員</p>	<p>まだよくわからないのですが、広域化を進めるなかで、かなり県の算定した分が影響してくると思います。保険税率などを算定していく中で、どこまで川西市の独自性を出せるのでしょうか。考え方とか、主体性をどこまで発揮できるのか、県から降りてきた数字をそのまま機械的に算出していくのか、それともそういう数字が県から出てくるが、川西市の主体性を持った国保行政ができるのか。そういったことについて教えていただきたいです。</p>
<p>国民健康保険課長</p>	<p>大きな方向性については、表の真ん中にございます、都道府県の運営方針で決まってまいります。例えば納付金を算定する上で、各市町村の所得水準と医療費水準を考慮して、納付金が決められているという大きな仕組みがあります。ただし、医療費水準などをどこまで考慮するのか、そういったことについては県が決めますので、独自性というところは出せないと考えます。しかし、保健事業などに関しては各市取り組みが様々です。どれだけ保健事業を行うのか、それは納付金とは別で特別会計に計上していかないといけない、その中でどれだけ保健事業をするのか、そういった金額を入れた上で市としての保険税率を決めていかないといけない。そういったところで多少独自性を出していけると思います。川西市はよく伊丹市とくらべて安いのかという議論がございますが、基準が統一化されていませんので比べようがないという状況です。県が納付金を出すときには同じ尺度でこれだけの納付金を集めるためには川西市はいくらの税率にしないといけないという率を同時に示してきます。それは県が同じ基準で示してきます。ただし、その税率にすればよいかという先ほど申し上げた保健事業や収納率を換算して決めていかなければならないということです。そういった面では、独自性を出していけると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。健全性の高い市ほど高くなるということはないですか。今のお話を聞いていると健全性が高いほど負担割合が高くなるという印象を受けます。</p>
<p>国民健康保険課長</p>	<p>健全性というものさしは難しいです。おっしゃるとおり医療費水準を見ているということで、医療費適正化を進めていると納付金が下がる。しかし、所得水準については、努力で変えられるものではないので、高いところがそれ相応の負担をしないといけない、健全性ということだけで単純に決まるといってもございません。</p>

<p>会長</p>	<p>わかりにくいですがけれども、県全体として医療費がこれだけかかる、平均すれば結論は出るが、それをそのまま適用してしまうと、例えば全体的に同じレベルであるが医療費が高い市もあれば低い市もある。安い市は負担が増え、高い市は逆になるわけで、現在の医療費水準を見て、高いところは高く、低いところは低く県は取り扱うということでのいいのですか。</p>
<p>国民健康保険課長</p>	<p>一定そういう要素が入っているということです。ただし、所得水準も考慮されます。今回の改革により、今までは川西市の被保険者同士の助け合いであったが、今後は保険者同士の助け合いという要素も入ってくるので、医療費を適正化し税率を抑えてきた自治体が他市をカバーするということがないとは言えないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今までの状況で、市町村ごとに優良、不良があったものを県全体にすることで、医療費水準、所得水準、すべてを勘定して平均化し、都道府県単位にする。ということは、今まで優良であった市が不良であった市を補てんしていくという意味合いになるのではないのでしょうか。もし、他市よりも川西市の方がいいとなると、平均に持っていくためには、所得、医療費、人口、年齢層を勘定し真ん中に持っていくと、良い市がたくさん出して、悪い市が得をすることになるのではないのでしょうか。</p>
<p>国民健康保険課長</p>	<p>県内統一をするととなるとそういった要素が出てくると思います。同じ税率にするとカバーする市が出てきます。いきなりそういったことをすると委員がおっしゃったとおりになると思います。一定の所得水準を調整、年齢構成調整を行ったうえで、川西市も高齢者率が高いので医療費が安いわけではない、ただし、年齢構成上仕方がないことなので調整が行われ、その結果、算出された医療費水準をもとに他市と比べ納付金の割当額が変わってきます。その上で主体性を持たせたかたちで医療費水準が高いところについては、それを解消しない限りは納付金額もずっと高いままになりますので、それを下げる努力をし、それを続けていくことで、全体的に医療費を下げっていく、それから県内で統一していこうと考えているのではないかと理解しています。</p>
<p>会長</p>	<p>やはり、多少の損得は発生してしまうと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>高額医療が多いと抑制をかけないといけない、負担割合を上げないといけ</p>

	<p>ないということが出てきます。医療を受ける水準は大きい市も小さい市も同じ水準で受けられるのでしょうか。</p>
<p>国民健康保険課長</p>	<p>医療水準、病院などがどれだけあるかといったことも関わってくると思いますが、それについてはおそらく県が地域医療構想の中で進めていきます。今回の制度改革ですが県が市町村とともに共同保険者として財政運営の責任主体となったことの意味もそこにあります。地域医療構想については県が把握しておりますので、そういったものと合わせて県が財政運営をしていくことで適正化が進められると考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かございませんか。このようなかたちで、制度改革が進んでいくということでございます。また具体的な話については来年の初めに出てきた段階で検討いただき、平成30年度の税率を決定するというところでございます。それでは協議事項第2「その他」の項目に移りたいと思います。皆様何かありますでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>&lt;特になし&gt;</p> <p>また秋ごろに平成29年度の運営協議会が開催されますが、そのころになればもう少し詰まった話が聞けるのではないかと考えております。</p> <p>それでは閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。本日は、平成29年度の制度改正及び国民健康保険制度改革につきまして委員の皆様の活発なご審議をいただき、心よりお礼申し上げます。これをもちまして、平成28年度第3回川西市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>
	<p style="text-align: right;">以 上</p>